

# 「新しい生活様式」に基づく総合福祉会館の利用ガイドライン

## R2.8.1 改訂 ver. 2

令和2年8月1日（土）より、ガイドラインを一部改訂します。

＜主な改訂内容＞

- ・定員をもとの定員の2分の1程度に変更
- ・利用者同士の間隔を2メートル以上→最低1メートル（できるだけ2メートル以上）
- ・調理実習室の利用開始
- ・貸し部屋内（多目的ホールは除く）での飲食再開。

新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐため国（厚生労働省）から「新しい生活様式」が示されました。今後も引き続き、「3密（密閉、密集、密接）」を防ぐための対策が必要です。

ご利用者のみなさんは、下記のガイドラインの項目をご確認していただき、ご利用ください。

### ＜ご利用のガイドライン＞

- 利用定員は、必ず守ってください。今回の対応により部屋の利用定員を、**2分の1程度**に変更しています。
- 利用者の一人ひとりが自宅で検温し、体温が平熱より高い場合や体調の悪い場合は、参加を見合わせてください。
- マスクを持参し、廊下やトイレなどの共用部分ではマスクを必ず着用してください。活動中も**原則**マスクを着用してください。ただし、利用団体が提示したマスク着用代替え案に一定の効果があると思われる場合には、それを実行する代わりにマスク着用を求めない場合もあります。  
乳幼児の感染防止対策については、マスクの着用にかかわらず、各自ご対応ください。
- 利用前と利用後に、手指の消毒を行ってください。玄関には手指用の消毒薬がおります。
- 利用者同士の間隔を**最低1メートル（できるだけ2メートル以上）**あけ、対面にせず横並びに座るなど、座席の四方を開けてください。
- 利用前と利用後には、窓を開けて換気に努めてください。長時間の場合は途中で窓を開けてください。（1時間に10分が目安）
- **貸し部屋内（多目的ホールは除く）で、飲食する場合には、人との間隔を最低1m（できるだけ2m）**空け、近距離の対面した座席の配置は避けてください。
- 大声での発声や管楽器等の演奏、利用者間の接触を伴うような活動、呼気が激しくなるような運動等は制限しています。ただし、**利用団体が提示した対策方法に、一定の効果があると思われる場合には、活動ができる場合もあります。**
- 利用後に、ドアノブや机・いすなどの手が触れた部分の消毒を行ってください。消毒に必要な物品は鍵と一緒に貸しします。

□ 代表者の方は、参加者全員の連絡先と連絡方法を把握しておいてください。

**※活動内容によっては、詳しく聞き取りをさせていただき、利用の可否の判断をさせていただきます。**

**※このガイドラインは状況の変化により、随時変更する場合があります。**

**※ご利用後に、感染者や濃厚接触者が発生した場合は、総合福祉会館 管理事務室（☎027-237-0101）へ連絡してください。**